

## 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

### 1 趣旨

内閣府が、平成30年7月豪雨を教訓として、地方自治体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考とする「避難勧告等に関するガイドライン」を平成31年3月29日に改定・公表したことから、報告するものである。

### 2 改定の概要

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、行動を直感的に理解できる内容として提供する。

具体的には、従来からの避難指示（緊急）などの行動を促す情報に、各段階に応じた警戒レベルを付して発令する。

なお、警戒レベル1および2は、気象庁が発令する。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	命を守る最善の行動をとる。	<b>災害発生情報</b> ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・避難所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	<b>避難指示（緊急）</b> <b>避難勧告</b>
警戒レベル3	避難に時間を要する要配慮者は避難、その他の人は避難準備をし、自発的に避難する。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性

### 3 区の対応

区民に対し、様々な媒体を活用して警戒レベルについての周知を進め、警戒レベル3以上の事象に際しては、警戒レベルを付した防災情報を提供する。

(速やかにホームページに掲載するとともに、広報しながわ8月1日号に掲載予定)